官報号外

告示

最低工賃の改正決定に関する公示

秋田労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、秋田県男子服・婦人服・子供服製造業最低工賃（平成25年秋田労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成27年２月25日　　秋田労働局長　小林　泰樹

秋田県男子服・婦人服・子供服製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　秋田県の区域内で男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務、婦人服製造業に係るワンピース、上衣、スカート、ズボン若しくはブラウスのまとめの業務又は子供服製造業に係るワンピース、上衣、スカート若しくはズボンのまとめの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表に掲げる品目、工程及び規格の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
男子服 背広上衣 ズボン	奥まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	１枚６センチメートルにつき　７円
	逆まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	１枚12センチメートルにつき　14円
	端まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	１枚６センチメートルにつき　７円
	千鳥まつり	針目が４センチメートル間隔に５針以上	１枚４センチメートルにつき　９円
	星入れ	針目が７センチメートル間隔に10針以上	１枚12センチメートルにつき　14円
	ボタン付け	根巻き付きカボタン	１個につき　17円
		根巻き付き	１個につき　12円
		根巻き無し	１個につき　６円
	ループ止め	２センチメートル以上４センチメートル以下	１か所につき　９円
	×印しつけ	３センチメートル以上４センチメートル以下	１か所につき　６円
	糸くず取り	上衣	１枚につき　27円
		ズボン	１本につき　12円
	かんぬき止め	ズボン８か所	１本につき　27円
婦人服 ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	裏まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	１枚６センチメートルにつき　７円
	千鳥まつり	針目が４センチメートル間隔に５針以上	１枚４センチメートルにつき　９円
	星入れ	針目が７センチメートル間隔に10針以上	１枚12センチメートルにつき　14円
	ボタン付け	根巻き付きカボタン	１個につき　17円
		根巻き付き	１個につき　12円
		根巻き無し	１個につき　６円
	かぎホック付け	花芯	１組につき　19円
	スナップ付け	花芯	１組につき　23円
	糸ループ付け	３センチメートル以上４センチメートル以下	１か所につき　８円
	×印しつけ	３センチメートル以上４センチメートル以下	１か所につき　６円
	糸くず取り	上衣	１枚につき　24円
		スカート	１枚につき　17円
	肩パット付け		１組につき　23円
子供服 ワンピース 上衣 スカート ズボン	ボタン付け		１個につき　６円
	かぎホック付け	花芯	１組につき　19円
	スナップ付け	花芯	１組につき　23円
	糸ループ付け	２センチメートル以上３センチメートル以下	１か所につき　６円
	糸くず取り		１枚につき　18円

４　効力発生の日　平成27年３月27日

高知労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、高知県繊維産業最低工賃（平成25年高知労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成27年２月25日　　高知労働局長　伊津野信之

高知県繊維産業最低工賃

１　適用する家内労働者　高知県の区域内で繊維産業に係る手作業による糸くず取り、ミシン作業によるネーム付け及びアイロンにより接着芯地を接着する業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者